

事務連絡
令和4年6月21日

公益財団法人
長岡市スポーツ協会会長 様

長岡市スポーツ振興課長

部活動実施上の留意事項について（通知）

日ごろから、長岡市のスポーツ振興に格別の御協力をいただき厚くお礼申し上げます。

標記の件について、本市における児童生徒等への指導について、長岡市立学校の運用が示されました。

つきましては、貴協会が実施する事業及び主管する競技団体等の事業においても別紙「部活動実施上の留意事項について（通知）」に基づき、スポーツ活動における取組等、適切な対応をお願いします。

なお、県内外の感染状況は予測困難な状況であり、今後も必要に応じて、最新の情報や追加的な留意事項をお知らせします。

新型コロナウイルス感染症の感染予防及び感染拡大防止の取組みについて、引き続き徹底を図るようお願いします。



担当：スポーツ振興係 田村
内線：61-9213

市立学校長 様



学校教育課長

部活動実施上の留意事項について（通知）
（令和4年6月21日時点）

このことについて、令和4年4月25日付教学教内第70号で通知したところですが、今後の部活動の実施にあたっては、下記のとおり対応するようお願いいたします。

なお、県内外の感染状況は予測困難な状況であり、引き続き慎重な対応が必要です。

新型コロナウイルスの感染防止に向けて、教職員、生徒、保護者、外部指導者へ確実に周知するようお願いいたします。

記

1 部活動の取り扱いについて

- (1) 活動時間や休養日の設定は、「長岡市中学校部活動基本方針」を遵守すること。
- (2) 練習試合、合同練習等について、交流範囲の制限は解除する。ただし、実施にあたっては、その必要性を慎重に検討し、実施の可否を判断すること。

2 大会等（コンクール等を含む）への参加について

- (1) 参加範囲の制限は解除する。各競技団体や文化団体が示している感染症ガイドラインに沿って運営される大会、コンクール等への参加を可能とする。
- (2) 大会等への参加にあたっては、校長は十分な感染症対策が講じられていることを事前に確認し、必要性を慎重に検討し、参加の可否を判断すること。

3 対策及び留意事項について

- (1) 朝の検温及び活動前の健康観察を確実に行うとともに、発熱や通常時と比べて少しでも疑わしい症状（咽頭痛、だるさ等）がある場合は、活動に参加させないこと。
- (2) 基本的な感染防止策（マスク着用、手洗い、三密の回避）の徹底を心がけること。
- (3) 熱中症の観点等の身体へのリスクの観点から、以下のことに留意すること。
 - ① 運動及び演奏時等は原則マスクは着用しないこと。様々な理由からマスクの着用を希望する生徒については、その意向を尊重するが、熱中症の危険があり、命にかかわることを理解させようで見学等の措置をとること。
 - ② 運動及び演奏後のマスクの着用については、身体へのリスクを考慮し、身体的距離を保ちながら、クールダウンで呼吸を整える時間を設けるなどの配慮を行うこと。
 - ③ 活動場所へ徒歩や自転車で移動する際においてもマスクは着用しないこととする。
- (4) バスや電車等を利用して移動する際は、移動中の感染対策に留意すること。
- (5) 昼食をとる必要がある場合は、互いの間隔を空け、「黙食」を徹底する。
- (6) 宿泊を伴う活動の際は、1室あたりの宿泊者を減らすとともに、宿泊での食事や入浴場面での感染拡大を防止するため、宿泊先の担当者とは十分に打合せを行うこと。
- (7) 活動場所の換気は、スペースに関係なく常時外窓を開けて行うなどの対策を講じること。
- (8) 器具や用具を共用する場合は、使用前後の手洗い、手指消毒を徹底し、器具や用具の消毒を行うこと。

4 活動状況の把握について

- (1) 活動を行う際は、顧問は活動状況を確認し、上記対策及び留意事項の徹底を図ること。
- (2) 校長及び教頭は、練習日、活動時間、活動場所、大会の参加計画書等の確認など、自校の活動状況を確認するとともに、活動時に巡回するなど感染予防対策の状況を確認すること。

担当：学校教育課 学校支援係
三津輪宏之 高橋 明大
電話：0258-39-2249



県立学校長 様

保健体育課長

部活動実施上の留意事項について（通知）
（令和 4 年 6 月 18 日時点）

このことについては、令和 4 年 4 月 28 日付け教保第 80 号で通知したところですが、直近 1 カ月間の県内外の新規感染者数は減少傾向にあることから、部活動実施上の留意事項を下記のとおり時点更新します。

一方で、現在も県立学校生徒の感染が連日報告され、部活動中の感染拡大事例も発生している状況を踏まえ、引き続き基本的な感染防止対策を徹底願います。

記

1 感染防止対策について

- 活動場所や部室、更衣室等での密を避け、**換気を徹底**すること。また、活動前後や休憩時には、マスクの着用や手洗いを徹底すること。ただし、休憩時等においても、熱中症リスクがある等マスクを着用させることが適当でないとは判断される場合は、互いに一定の距離を保つなどの対応を行うこと。
- 発熱や倦怠感、喉の違和感など、普段と体調が少しでも異なる場合や、同居の家族に同様の症状が見られる場合は参加しないこと。
- 活動中に食事をする場合は黙食を徹底すること。
- 各競技団体や各文化団体が示している最新の感染症防止ガイドライン等を改めて確認し、その内容を遵守すること。

2 活動の制限について

- 以下の活動は、これまで感染拡大事例が発生した比較的高いリスクが高い活動であるとの認識の上で、十分な感染対策を講じて実施することができる。

- ・ 県内外の学校との交流（練習試合、合同練習等）
- ・ 大学生チームや社会人チームとの交流
- ・ 県外在住の指導者を招いての活動や、県外から帰省した卒業生等との交流
- ・ 宿泊を伴う活動（合宿、遠征等）

※これらの活動を行う際、校長は各部活動顧問から活動計画書等を提出させ、内容を確認の上、実施の可否を慎重に判断すること。また、活動中及び活動前後の健康観察を一層徹底すること。

- 大会等に参加する際は、主催者が示す感染防止ガイドラインに沿った行動を徹底すること。また、**練習試合や合同練習を実施する際も、大会等の実施要項等で示されている感染防止ガイドラインに準じた感染対策を講じること。**
- 移動を伴う活動を行う際は、移動中の感染対策にも留意すること。
- 宿泊を伴う活動を行う際は、1 室あたりの宿泊者を極力減らすとともに、**宿舎での食事や入浴等の場面での感染拡大を防止するため、宿泊先の担当者と事前に十分に打ち合わせを行うこと。**
- 活動の前後に生徒同士で会食することは控えるよう、指導を徹底すること。

【担当】

学校体育指導係
副参事 志田 哲也
Tel. 025-280-5624